

家計急変世帯に対する臨時特別給付金

(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金との重複受給はできません)

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、住民税非課税相当の収入になった世帯に対して、臨時特別給付金1世帯あたり10万円を給付します。

対象世帯

- ①住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の対象外である
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した
 - ③世帯員全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税(相当)水準以下である
- ※住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

令和3年度住民税(均等割)非課税限度額 ※伯耆町の場合

家族構成例	非課税限度所得額	(参考)給与収入額ベース
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円以下	93.0万円以下
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	82.8万円以下	137.8万円以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円以下	168.4万円未満
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円以下	210.0万円未満
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円以下	250.0万円未満
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	135.0万円以下	204.4万円未満

給付額

1世帯あたり10万円(1世帯につき1回限り)

受付期間

4月上旬～9月30日(金)必着

申請方法

町ホームページで申請書類を入手し、その他必要書類を準備し、役場住民課臨時特別給付金担当へ提出してください(郵送可)。
申請書類は役場住民課でも入手できます。

必要書類

申請書、簡易な収入(所得)見込額の申立書、収入の見込額を確認できる書類、本人確認書類の写し、受取口座を確認できる書類の写し

支給方法

審査の結果、家計急変世帯と認められたものから、順次申請書記載の口座に振込

申込み・問い合わせ先 住民課 TEL 0859-68-5531

とき

- ① 4月13日(水) 17:20～19:30
- ② 4月24日(日) 9:00～12:00

ところ

住民課

予約方法

利用日の3日前までに電話かインターネットでお申込みください。

- ・電話予約 0859-68-3115
- ・インターネット <https://www.houki-town.jp/new1/10/10/x159/x121/>

必要書類

- ①通知カード(紛失した方は、紛失届を記入いただきます。)
- ②住基カード(お持ちの方のみ)
- ③本人確認資料(Aを1点、またはBを2点)
 - A: 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど
 - B: 健康保険証、年金証書、介護保険証、医療受給者証、学生証など

その他

- ・平日に開設していた臨時申請窓口は、現在休止中です。再開は4月中旬の予定です。しばらくお待ちください。

予約・問い合わせ先 住民課 TEL 0859-68-3115

マイナンバーカード

休日・時間外申請(交付)窓口 要予約

マイナンバーカードの作成に必要な顔写真の無料撮影、申請書の記入補助などを行います。
また、申請済みのマイナンバーカードの受け取りもできますので、ぜひご利用ください。